

(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)

8の2—9 令第28条ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P—8200)2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせ、承認したときは、猶予期間を記載し、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で相当と認める期間とするものとする。